



# こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和3年度 第4号

(2022年2月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

## 改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

令和4年4月1日から  
段階的に施行されます！

### ●令和4年4月1日施行

- ①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
  - ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修の実施、相談体制の整備等）
  - ・（本人または配偶者の）妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

#### 現行(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



#### (1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い  
（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
- ※育児休業給付についても同様に緩和

## 中小企業の事業主の皆さま

令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！（令和4年3月31日までは努力義務）

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置

- ①事業主の方針等の明確化及び周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応
- ④併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

### 【お問合せ】

高知労働局 雇用環境・均等室 ☎088-885-6041  
受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

## 企業のための“多様な人材活躍”のススメ！

### テレワークの導入やさらなる推進のためのガイドラインがあります！

テレワークを導入したい！社内でもっと推進したい！でも、労働時間の管理はどうしたら良いだろう？

半日テレワークの場合の移動時間の取扱いは？メンタルヘルス対策は？

そんな実務的な疑問に答えてくれる国のガイドラインがあります。従業員が安全かつ健康にテレワークを行うためのチェックリスト等も掲載されていますので、ぜひご活用ください。

\*厚生労働省HP「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」▶



### 副業・兼業の人材を活用する企業のためのガイドラインがあります！

副業・兼業は働き方改革の観点からも推進されており、平成30年1月に国が示した「モデル就業規則」は、従業員の副業・兼業を原則認めるものとなっています。企業にとっても、優秀な人材の獲得につながる、社外から新たな知識を取り入れることができるなど、メリットも多くありますが、留意点もありますので、ぜひ事前に国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」をチェックしてください。厚生労働省のHPにはモデル就業規則や、副業・兼業に関する各種様式例も、あわせて掲載されています。

\*厚生労働省HP「副業・兼業」▶



# 「就職氷河期世代チャレンジ応援団」参加企業募集中!

現在(令和4年1月末時点)66社に参加いただいています

- (株)アオイコーポレーション高知セントラルキッチン ●旭食品(株) ●井上農園 ●(株)栄光工業 ●(株)岡村文具
- OHANA BALLOON ●(株)オリザ ●(株)川添ヤギ牧場 ●(株)カワマート ●(株)くりはら ●(株)慶尚
- (株)KCCマネージメント ●(一社)こうち絆ファーム ●高知建機(株) ●こうち生活協同組合 ●Kochi BMW(株) 外車センター
- (株)高知ボイラ工業 ●高知三菱自動車販売(株) ●(株)高南メディカル ●(株)幸 ●サンガリア商事(株)
- (株)サンシャインチェーン本部 ●三和製紙(株) ●(有)じいんず工房大方 ●四国管財(株) ●(株)四国建設センター
- (株)四国パイプクリーナー ●四国パイプ工業(株) ●(株)四国ライフケア ●(有)四万十みはら菜園
- (福)昭和会 福祉牧場おおなる園 ●(医)恕泉会 ●新高知重工(株) ●(福)尽心会 障害者支援施設 太陽の家
- (有)新電気技術 ●(株)杉本住宅産業 ●(特非)宿毛市体育協会 ●(株)精工 高知工場 ●西部鉄建(有) ●(株)セントラル
- (株)SOLA ●タイム技研高知(株) ●大三(株) ●(株)ダイリン ●(有)タオ ●(株)中央精機 ●東高電通(株)
- (福)土佐香美福祉会 ●(株)土佐電子 ●仲上建設(有) ●(有)西村謄写堂 ●(有)葉山庭園 ●幡東森林組合 ●フソー化成(株)
- (株)フタガミ ●(株)ほっとこうち ●(有)マイエミート ●南四国スズキ販売(株) ●山本建設工業(株) ●(株)山本文吉商店
- 与力水産(株) ●(株)雷電 ●(株)ラボロック ●RYUGEI CO.,LTD ●綿久リネン(株) 四国支店 高知営業所

(50音順 ※企業名未記載の企業1社あり)

## 「応援団」の取組

- 求職者の「ジョブチャレンジ」(仕事体験)の受入れ
- 「講話」や「座談会」を通じた求職者との交流・企業の取組アピール
- 講師派遣型セミナーを活用した人材育成

## 【お問合せ】

高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)(本部)  
tel:088-802-1533 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル  
開所日:月曜~金曜、第2・第4土曜(祝日と12/29~1/3は除く)  
10:00~18:00(金曜のみ10:00~20:00)  
E-mail:info@jobcafe-kochi.jp  
HP:https://www.jobcafe-kochi.jp



「座談会」の様子

## シルバー人材センター会員募集中

シルバー人材センターは、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、自己の経験と知識、技能等を活用し、生きがいと社会参加、そして地域社会に貢献することを目的としている団体です。

官公庁や民間企業、一般家庭から高齢者に適した短期的、臨時的な仕事を請負い、会員に提供し事業を行っています。

詳しくは高知県シルバー人材センター連合会のホームページをご覧ください。

<https://www.sjc.ne.jp/kochi-rengou/>

掛金に国の助成が受けられる!

## 中退共

CHU-TAI-KYO

中小企業退職金共済事業本部

- 国の制度だから安心
- 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単
- パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://chutaikyo.taisyokuin.go.jp/>

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

## 高齢者就業確保措置について

### 労務改善 Q&A



労働者の70歳までの就業を確保するため、定年延長や継続雇用ではなく、業務委託契約を締結する方法があると聞きましたが、どのようなもののでしょうか。導入する上で留意すべき点があれば教えてください。



令和3年4月1日に施行された高齢者雇用安定法の改正により、定年を65歳以上70歳未満と定めている事業主又は継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度。70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主には、高齢者就業確保措置を講じることが努力義務とされました。

高齢者就業確保措置には、まず、雇用を継続する措置として、定年廃止や70歳までの定年引上げ、70歳までの継続雇用制度があります。また、雇用によらない措置(創業支援等措置)として、70歳まで継続的に業務委託契約等を締結する制度や、事業主が実施する社会貢献事業又は事業主が委託、資金提供等をする法人等の団体が実施する社会貢献事業に70歳まで継続的に従事できる制度があります。いずれの措置を講ずるかについては労使間で十分に協議を行うことが重要です。

複数の措置により70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、創業支援等措置のみを講ずる場合には、「高齢者就業確保措置のうち創業支援等措置を講ずる理由」、「高齢者が従事する業務の内容」等を記載した計画を作成し、労働者に周知する必要があります。また、計画作成の際には、労働者の過半数を代表する労働組合(当該労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者)に対して「創業支援等措置は雇用によらない措置であるため労働基準法等の労働関係法令が適用されないこと」等について十分に説明した上で同意を得る必要があります。

この、「労働関係法令が適用されない働き方であること」については、措置の改善指導等を受ける場合がありますので、雇用時における業務と内容及び働き方が同じなのに、業務委託契約等として行わせることなどが無いよう特に留意が必要です。

厚生労働省が作成しているパンフレット「高齢者雇用安定法の改正の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694689.pdf>)では、計画への記載事項の詳細や、個々の高齢者と業務委託契約等を締結する場合の留意点等について記載されていますので、参考にしてください。

**高知県労働委員会**

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください!

**TEL 088-821-4645**